



◇「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)」に取り組みました

配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであると同時に、こどもの心に影響を及ぼす決して許されない行為です。市や事業所等では期間中に次の取組を行いました。



パープルリボンには女性への暴力の根絶を訴えるというメッセージが込められています。

1.パープルリボンツリー設置

パープルリボンツリーは、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうと願いを込めたシンボルマークである「パープルリボン」をツリーに飾り、子どもから大人まで多くの方への意識醸成を図るための取組みです。市役所本庁、各総合支所、かのやばら園、リナシティかのや、市立図書館のほか、以下の協賛事業所にも設置していただきました。ご協力ありがとうございました。



南日本酪農協同
株式会社 鹿屋工場



株式会社TASかのや



特定非営利活動法人
グランシーハーツ
就労継続支援B型事業所
ココハウス



株式会社鹿島食品



国建設株式会社

2.パープルリボンブローチ及び啓発カードの配布

吾平地域女性団体連絡協議会から寄贈していただいたブローチと、相談窓口が記載されたカードを配布



女性に対する暴力をなくす運動の趣旨に賛同して下さった吾平地域女性団体連絡協議会の皆さんが、啓発に役立てて欲しいとパープルリボンのブローチを寄贈してくださいました。



3.街頭キャンペーン (DV 被害者支援の会アミーチ主催)

市内商業施設で啓発用のパープルリボンと、相談窓口が記載されたカード等の啓発グッズを配布

4.DV 関連図書コーナー設置 (市立図書館)

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力に関連する図書コーナーを設置

5.チア・トイレ設置 (市役所本庁、市立図書館)

トイレ内に設置するカードを、指定場所で提示することで啓発カード及び生理用品が入った紙袋を配付

* 鹿屋市配偶者暴力相談支援センターを知っていますか？

市では、DV 被害等で悩んでいる人を支援する機関として「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を設置しています。一般相談のほか、専門相談（法律相談、被害者のためのカウンセリング）も対応しています。

鹿屋市配偶者暴力相談支援センター ☎0994-31-1171

(月～金 8時30分～17時 祝日・年末年始を除く) ※来所相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

◇男女共同参画講演会を開催しました

本市における「パートナーシップ宣誓制度」の導入に伴い、多くの市民が本制度の趣旨や目的等について理解を深めるとともに、性の多様性について正しい知識と理解を広め、すべての人が平等な社会について考える機会を提供するために講演会を開催しました。

LGBTQ+を知っていますか？～誰もが自分らしく生きられる社会へ～

- ☑性のあり方は人の数だけある
- ☑多様な性に対する「正しい知識」と「慣れ親しみ」を持つことが大切である
- ☑私自身のように苦しむ子どもたちを作りたくないため、市民一人ひとりが「性の多様性に対する偏見」をほぐし、受容してほしい

講師の言葉

講師
小野 アンリ さん
(Proud Futures 共同代表)



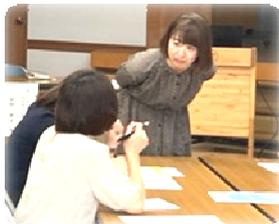
LGBTQ+の子どもたちが大人になっても安心して暮らせる、離れていても安心して帰ってこれる鹿屋市を築いていきましょう。

◇企業向けセミナーを開催しました

「誰もが安心と働きがい・生きがいを持てる職場づくり」を目指し、市内企業等の事業主や管理職等を対象にセミナーを開催しました。



講師
たもつ ゆかり さん
【オフィスビュア代表】



ワークショップ講師
松崎 陽子 さん
【キャリアコンサルタント】



事例発表者
延時 幸子 さん
【(株)鹿島食品代表取締役社長】



事例発表者
下小野田 隆平 さん
【国基建設(株)常務取締役】

女性の継続雇用や正規雇用化等の潜在的な女性の労働力を活用する必要性や、異業種交流を通じて得られた企業の成長や課題解決のヒント、性別や年齢に関わりなく誰もが幸せになる働きやすい環境づくりのための取組事例を学びました。参加者からは、「他事業者の取組みを聴く機会を得ることができた。」「すぐに実践に繋げたい。」「情報交換もでき大変勉強になった」など、多くの声をいただきました。

◇お知らせ【職場におけるジェンダー平等推進事業（県）】

● アドバイザー派遣

～性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを推進し、職場におけるジェンダー平等を実現するために～

内容：企業の要望に沿ったアドバイザーを派遣し、ジェンダー平等推進の取組を支援します

派遣期間：令和7年3月まで

募集数：22 団体程度（定数に達し次第、受付終了）

派遣先：県内企業、経済団体など

アドバイザー
謝金・旅費
無料

詳細は、県ホームページを
ご覧ください。申込はコチラ➡



● 男性の育児・介護休業取得促進セミナー

～男性の育児・介護参加を含め、誰もがワークライフバランスを実現することができる職場づくりを促進するために～

日時：《第1回》2025年1月22日（水）

《第2回》2025年2月5日（水）

受付 13 時 開会 13 時 15 分 閉会 16 時 40 分

会場：カクイックス交流センター大研修室 第4

対象：企業等の管理職、人事労務対象者など

申込締切：2025年1月15日（水）

参加費 無料 定員 50名
詳細は、県ホームページを
ご覧ください。申込はコチラ➡



鹿屋市 市民課 人権・男女共同参画推進係

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号

T E L : (0994) 31-1150 (内線 3680)

F A X : (0994) 31-1170

E-mail : danjyo@city.kanoya.lg.jp



人権・男女共同参画
推進係 Instagram

男女共同参画推進室
ホームページ



◇10月1日に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました



性的マイノリティの人は世界中にいますが、不利な立場におかれることが多く、ありのままに生きられないことが社会問題となっています。多様な性のあり方が尊重され、性の多様性に対する偏見や差別のない社会を実現させましょう。



1. パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人がパートナーであると宣誓し、市が婚姻に相当する関係であると公認して、宣誓書受領証等を交付する制度のことでです。

2. 宣誓をするには

宣誓するには、希望する宣誓日時の前までに予約が必要です。宣誓日当日は、住民票の写し等の必要書類を持って、市役所6階人権・男女共同参画推進係で手続きをお願いします。

3. 交付書類

《パートナーシップ宣誓書受領証(A4)》

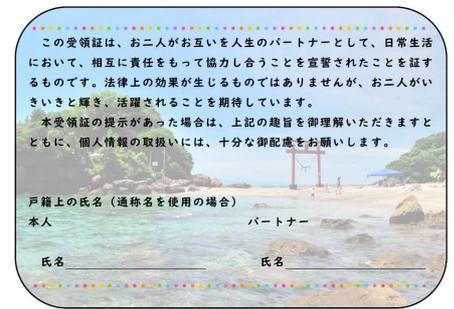


《パートナーシップ宣誓書受領証(カードサイズ)》

(表)



(裏)



4. 鹿屋市が目指す社会

本制度は、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、誰もがその個性と能力を発揮して暮らせる社会を実現するために導入しました。法律上の効力が生じるものではありませんが、共生する人たちが笑顔になれるよう、事業者をはじめ市民の皆さんは新たに共同生活をスタートさせる2人のパートナーシップを尊重し、性的マイノリティの人たちに対する理解を深めましょう。また、受領証等の提示があった場合は本制度の趣旨をご理解いただき、個人情報取り扱いには十分に配慮するようお願いいたします。

◇性の多様性について学びましょう

LGBTQ+ とは

SOGI (性的指向と性自認)

性的マジョリティ
 シスジェンダー (体の性別と性自認が一致している人)
 ヘテロセクシュアル (異性愛者)

性的マイノリティ (全体の約3~10%)

- L レズビアン** 同性を好きになる女性
- B バイセクシュアル** 両方の性を好きになる人
- Q クエスチョンズワイア** 自分が性はっきりしていない人、性的マイノリティを包括的に表す
- G ゲイ** 同性を好きになる男性
- T トランスジェンダー** からだの性とこころの性が一致しない人
- + プラス** その他の多様な性

マジョリティにも名前がある！つまり、誰もが「多様な性」を構成する一員です！

* 出前講座を活用してください

「一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない社会」の実現を図るため、性的マイノリティに関する出前講座を行っています。
 講座名：男女共同参画ってなあに？
 講座内容：性的マイノリティの基礎知識、当事者の声など



性のあり方は、一つではありません。

性のあり方を構成する要素は、「生物学的な性 (からだの性) ・性自認 (こころの性) ・恋愛対象の性 ・社会的に振る舞いたい性 ・性的欲求の対象の性」の5つからなり、それらの要素の組み合わせによって様々な性が存在します。

「何が当たり前」は存在しません。

皆さんが ・多様な性や生き方を理解し
 ・一人ひとりの人権を尊重することで
 誰一人として生きづらさを感じることなく笑顔で暮らせる鹿屋市が実現します。

◇12月4日～10日は「人権週間」でした

12月10日の世界人権デーを最終日とする1週間は「人権週間」と定められています。私たちの社会には多様な人権問題が依然として存在しています。これらの問題を解決するには、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて認識を深めることが不可欠です。市では期間中に次の取組を行いました。

1.市内商業施設における街頭啓発活動

12月4日に、鹿屋女子高校インターアクトクラブ、人権擁護委員、法務局、にしじろおおすみ（性的マイノリティの居場所づくり等の活動をする団体）と協力し、イオン鹿屋店において人権や性的マイノリティに関する啓発物品の配布を行いました。ぜひ皆さんも身近なことから人権について考えてみましょう。



2.人権問題講演会

12月7日に「インターネットと人権侵害」をテーマとした講演会が開催されました。人権問題講演会は、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化のために、毎年人権週間にあわせて教育委員会生涯学習課主催で開催されています。

3.人権週間啓発展示&鹿屋市児童生徒人権標語・ポスターコンクール優秀作品展



◇人権週間期間前後の「人権に係る啓発週間」等の紹介

児童虐待防止推進キャンペーン(11月)

児童虐待は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です。子どもは大人以上に人権を侵害されやすく、いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。少しでも虐待の可能性を感じたら、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いち はやく）にご連絡ください。

鹿児島レッドリボン月間(11月16日～12月15日)

エイズ等の感染症では、その病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。差別や偏見をなくすためには、エイズに関する正しい知識をもち、理解を深めることが大切です。

障害者週間(12月3日～9日)

全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するには、一人ひとりの理解と協力が必要です。障がいのある人への理解を深め、障がいのある人とない人がお互いに尊重し、支え合しましょう。

全国一斉「女性の権利相談」強化週間(11月13日～19日)

女性の社会参加や活躍の機会が奪われることがあってはなりません。女性と男性が対等な存在として、お互いの立場を尊重し、協力し合える社会になるように、一人ひとりが男女共同参画、ジェンダー平等について関心を深めていくことが重要です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮によって拉致されました。鹿屋市出身の市川修一さんもそのうちの一人です。拉致問題は過去の問題ではなく、今も継続している問題だということを理解し、風化させないためにも、この問題に関心を持ち続けましょう。

犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)

犯罪の被害者や遺族等は、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調に加え、失職や転職等による経済的困窮や、噂話・報道などによるストレス等、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。一人ひとりが寄り添う心を持ち、思いやりのある社会づくりの輪を広げましょう。